

議 案 第 4 8 号

松戸市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年12月4日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

松戸市立総合医療センターの放射線科を細分化し、受診者に分かり易い診療科目にするとともに、議会の議決を要する病院事業の業務に関する損害賠償の額の決定に係る上限額を引き上げるため。

## 松戸市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

松戸市病院事業の設置等に関する条例（昭和43年松戸市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項の表松戸市立総合医療センターの欄中  
「放射線科」を「放射線診断科  
放射線治療科」に改める。

第10条の見出し中「負担付き」を「負担付き」に改め、同条中「に基づき」を「により」に、「負担付き」を「、負担付き」に、「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「100万円以上の」を「200万円を超える」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の松戸市病院事業の設置等に関する条例第10条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事件に係る損害賠償の額について適用し、同日前に発生した事件に係る損害賠償の額については、なお従前の例による。